

各 PTA 会 員 様

島根県 PTA 連合会

【令和 8 年度版】島根県 PTA 連合会安全互助会の加入について（お願い）

新入会員の皆様には、ますますご健勝にて日々ご活躍のことと存じます。

さて、島根県 PTA 連合会では平成5年度より、県下全 PTA 会員が相互扶助の精神に立って会費を出し合い、PTA 行事実施中の不慮の事故等に対応するため「島根県 PTA 連合会安全互助会」を創立し、事故による不安を少しでも解消し、より充実した PTA 活動が展開できるよう努めています。昨年度も県下会員の皆様にご加入いただきました。新会員の皆様におかれましても、この会の趣旨をよくご理解され、ご加入くださいますようお願い申し上げます。

1. 島根県 PTA 連合会安全互助会の目的

PTA は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的として、保護者と先生により組織された社会教育団体です。

この活動を充実発展させるためには、各種活動中に生じる事故を防止すると共に、積極的に安全教育を徹底しなければなりません。予測できず、また未然に防ぐことが出来ない事故に対しては、全 PTA 会員が相互に扶助することによって、安心して活動できるような体制が必要です。

そこで、PTA 活動の円滑な運営と児童・生徒の安全確保に資するため、島根県 PTA 連合会全会員が一致協力して会費を拠出し、各種 PTA 活動中の事故に対して見舞金を給付することを目的として「島根県 PTA 連合会安全互助会」を創立しました。

2. 島根県 PTA 連合会安全互助会の会員

この会の会員は、島根県 PTA 連合会に所属する各単位 PTA 会員及び児童・生徒とします。

3. 島根県 PTA 連合会安全互助会の事業

- 事業内容は次の通りです。
- (1) PTA 活動中における事故等に対する補償
※PTA 団体傷害保険、PTA 賠償責任保険は保険会社に委託しています
 - (2) 県 P 連及び各市郡 P 連への活動助成
 - (3) 教育振興事業、安全教育に関すること
 - (4) その他、必要と認められた事業

4. 島根県 PTA 連合会安全互助会の会費

- 1 世帯あたり、年間 4 0 0 円です。(PTA 会員 2 0 0 円、児童・生徒 2 0 0 円)
- *兄弟姉妹が小・中学校に在籍している場合は、最年長の児童・生徒とする
- *会費には 1 年間分の PTA 団体傷害保険、PTA 賠償責任保険の保険料を含む

5. 保険の給付対象となる人

- ① 保険証券記載の PTA 会員※（以下 PTA 会員）および児童・生徒
 - ② PTA 会員の同居の親族
 - ③ PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方
- ※PTA 会員とは、父母会員、教職員会員をいいます。父母会員が児童・生徒の両親でない場合は、PTA 会員名簿に記載された者としてします。

6. PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険の補償概要

◆PTA 団体傷害保険（熱中症危険補償・細菌性食中毒補償を含む）

項目	給付金額	日数および要件
通 院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日間が限度
入 院	1日 4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
手 術	入院中 40,000円 入院中以外 20,000円	事故によるケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合
後遺障害	24万～600万円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になった時、障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%
死 亡	600万円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時

対象外①独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付の対象となる傷害 ②故意・犯罪行為・自殺行為、闘争行為による傷害
③疾病、心神疾患④地震・噴火・津波による傷害⑤むちうち、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など

◆PTA 賠償責任保険

項目	保険金額
対人賠償	被害者1名につき1億円、1事故につき3億円を支払限度とする (自己負担額1,000円)
対物賠償	1事故につき1,000万円を支払限度とする(保険期間中1,000万円限度) (自己負担額1,000円)
保 管 物	1事故につき10万円を支払限度とする(保険期間中500万円限度) (1事故につき自己負担額5,000円)

対象外①保険契約者・被保険者の故意 ②PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた賠償責任 ③自動車・車両(原動力が専ら人力であるものを除く)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ④PTA の占有を離れた物に起因する賠償責任 など

7. 給付の対象となる活動内容

- 1. 年度当初において、あらかじめ事業計画として決定されている PTA 活動
- 2. PTA 管理下における活動 (PTA 管理下とは、「PTA が計画し実施するものと認められるもので、PTA 会長が責任をとりうる態勢の下における活動」をいう)

	主 な 活 動 内 容
1	県P連、市郡P連、単位PTA(以下、「PTA」という。)が主催又は、共催するもので、あらかじめ計画された事業に参加中の災害。 ※ 総会、役員会、理事会、運営委員会、専門委員会等の諸会合 ※ 研修会、学年集会、学級集会、地区PTA集会、奉仕活動、廃品回収等への参加 ※ 各種球技大会、レクリエーション等への参加、応援、練習 ※ キャンプ引率、海浜学級、林間学校、プール当番、交通指導、校外補導等への参加 但し、*部活動、中体連・小体連等 学校管理下の活動は除く *スポーツ少年団活動等、地域子ども会活動は除く *PTA 以外の団体が主催する大会等への参加は除く
2	PTAを代表して日本 PTA 全国協議会、日本 PTA 中国ブロック協議会の主催する諸会合及び諸行事に参加する場合。
3	上記1、2の運営に関する業務への参加以外に、参加のために要する正規の往復期間中も活動中とみなす(傷害補償に限る)。但し、他所に立ち寄った後の災害は、正規の往復期間中とは、みなさない。

島根県安全互助会の内容は島根県 PTA 連合会のホームページからもご確認いただけます。
島根県 PTA 連合会 <http://www.shimane-pta.jp>